

大東市無電柱化推進計画

令和 8 年 9 月

大東市

はじめに

道路上の電線、電柱は、景観を損なうだけではなく、歩行者や車椅子の通行の妨げとなり、地震などの災害時には、電柱が倒れ、緊急車両等の通行に支障を来すなど、種々の危険がある。しかし、我が国の無電柱化率は、欧米の主要都市やアジア各国の都市と比べて極めて低い状況にある。

このような現状に鑑み、災害時の安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進すること等を目的として「無電柱化の推進に関する法律（以下、「無電柱化法」という。）」が平成 28 年に成立、施行された。

無電柱化法第 8 条においては、国及び都道府県の策定する無電柱化推進計画を基本として、市町村の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画である市町村無電柱推進計画の策定を市町村の努力義務として規定している。

本計画は、無電柱化法に基づく市町村無電柱化推進計画として、本市の今後の無電柱化の基本的な方針、目標、施策等を定めるものである。

1. 無電柱化の推進に関する基本的な方針

1) 大東市における無電柱化の現状

本市における無電柱化は、関係者の協力の下、電線共同溝等の整備による電線地中化が進められており、令和7年度末現在、市が管理する市道のうち無電柱化が完了した区間は680mとなっている。

表-1 無電柱化完了路線（市道）

番号	路線名	区間延長	備考
A	住道停車場線	300m	電線共同溝方式
B	住道駅前南線	380m	裏配線方式

2) 今後の無電柱化の取り組み姿勢

これまでの無電柱化は、歩道幅員が広く、沿道の需要密度の高い幹線道路を中心に進めてきているが、今後は、防災、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等の観点から、無電柱化の必要な道路において強力的に推進していく必要がある。

「無電柱化の推進は、地域住民の意向を踏まえつつ、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に資するよう行われなければならない。（無電柱化法第2条）」の理念の下、市民と関係者の理解、協力を得て、無電柱化により魅力あふれる美しいまちなみを取り戻し、安全・安心なくらしを確保するよう推進することとする。

3) 無電柱化の対象道路

無電柱化には多額の費用を要するとともに、工事や地上機器の設置場所等について、沿道住民等の合意形成が重要である。そのため、以下の道路について優先的に無電柱化を推進する道路として、取り組みを進める。

なお、国道、府道等、本市が管理しない道路については、当該道路管理者に協力を要請する。

① 防災

主要地方道大阪生駒線等の広域緊急交通路において、道路管理者である大阪府の協力を得つつ、無電柱化を推進する。また、大東市地域防災計

画において地域緊急交通路に位置づけている道路について、無電柱化を推進する。

② 安全・円滑な交通確保

大東市バリアフリー基本構想における生活関連経路や駅等の交通結節点において、高齢者や障害者等の安全かつ円滑な歩行の確保のために無電柱化を推進する。また、通学路等、地域住民等関係者の合意が得られた区間から、無電柱化を推進する。

③ 景観形成・観光振興

大東市景観計画に基づき、景観づくりを特に推進する地区内の道路において、舗装の美装化等と合わせて無電柱化を推進する。

④ 道路事業等に合わせた無電柱化

上記の他、道路事業や面整備事業の道路事業（道路の維持に関するものを除く。）や市街地開発事業その他これらに類する事業（以下、「道路事業等」という。）が実施される際に、電線管理者による無電柱化を推進する。

また、大規模な開発事業が実施される際には、開発者の理解と協力を得て、開発区域内の無電柱化を要請する。

2. 無電柱化推進計画の期間

令和9年度から令和12年度までとする。

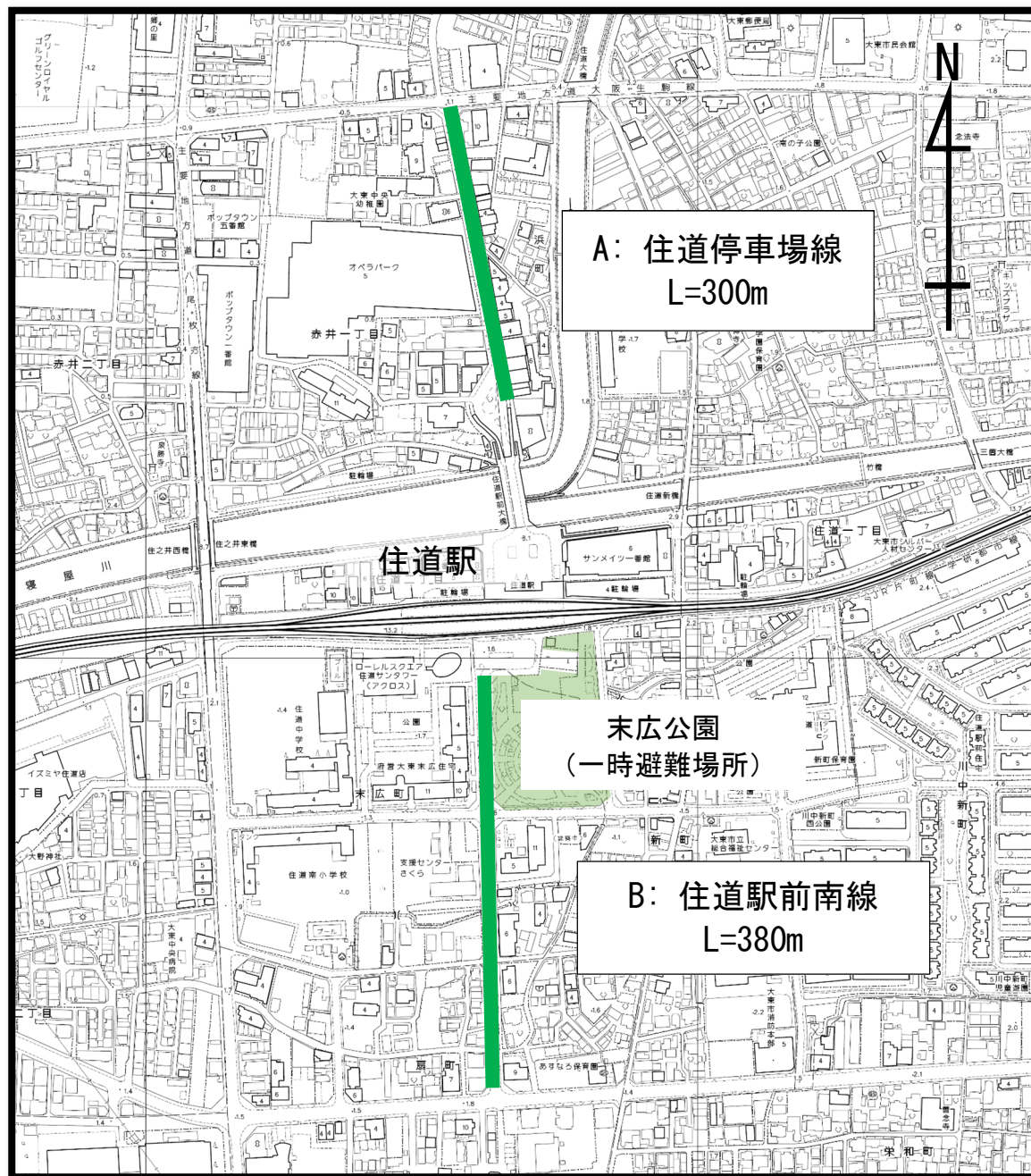
3. 無電柱化の推進に関する目標

現在事業中の路線を含めて無電柱化路線長 960mを整備完了する。なお、目標年次は社会情勢に応じて適宜再検討するものとする。

表-2 無電柱化路線（市道）

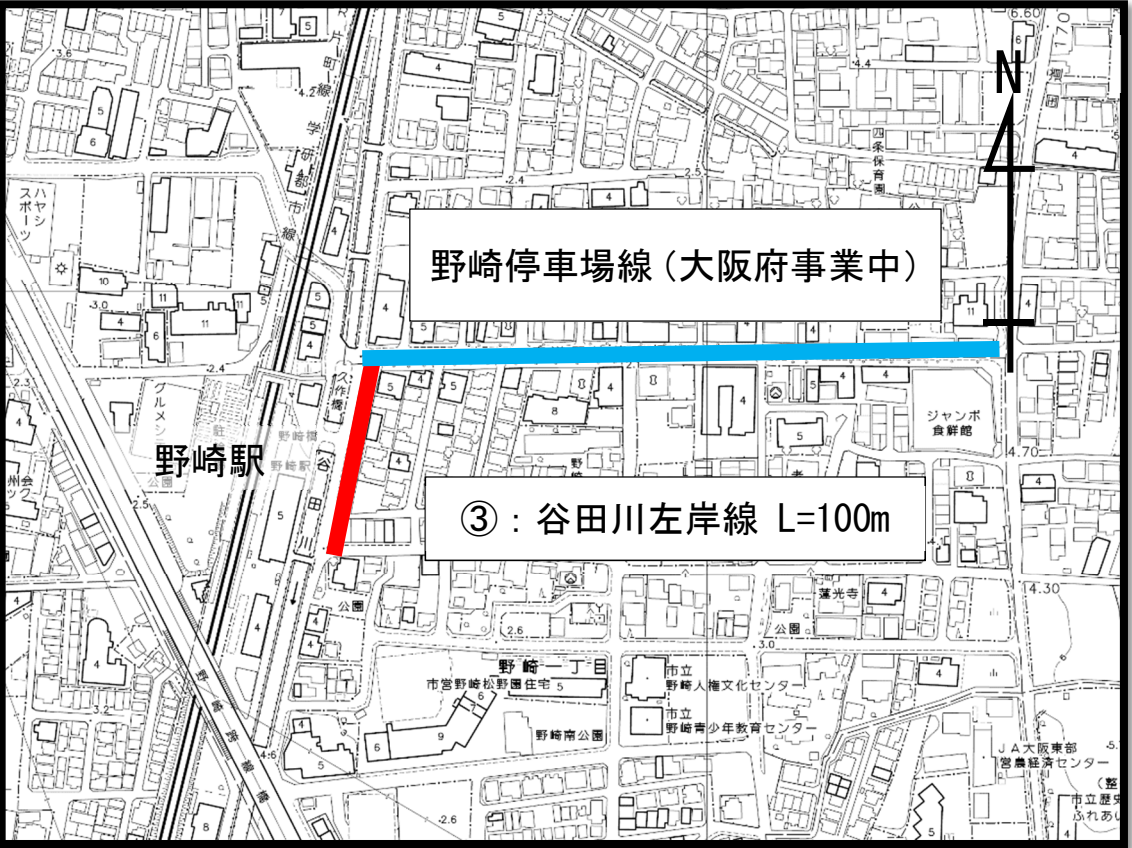
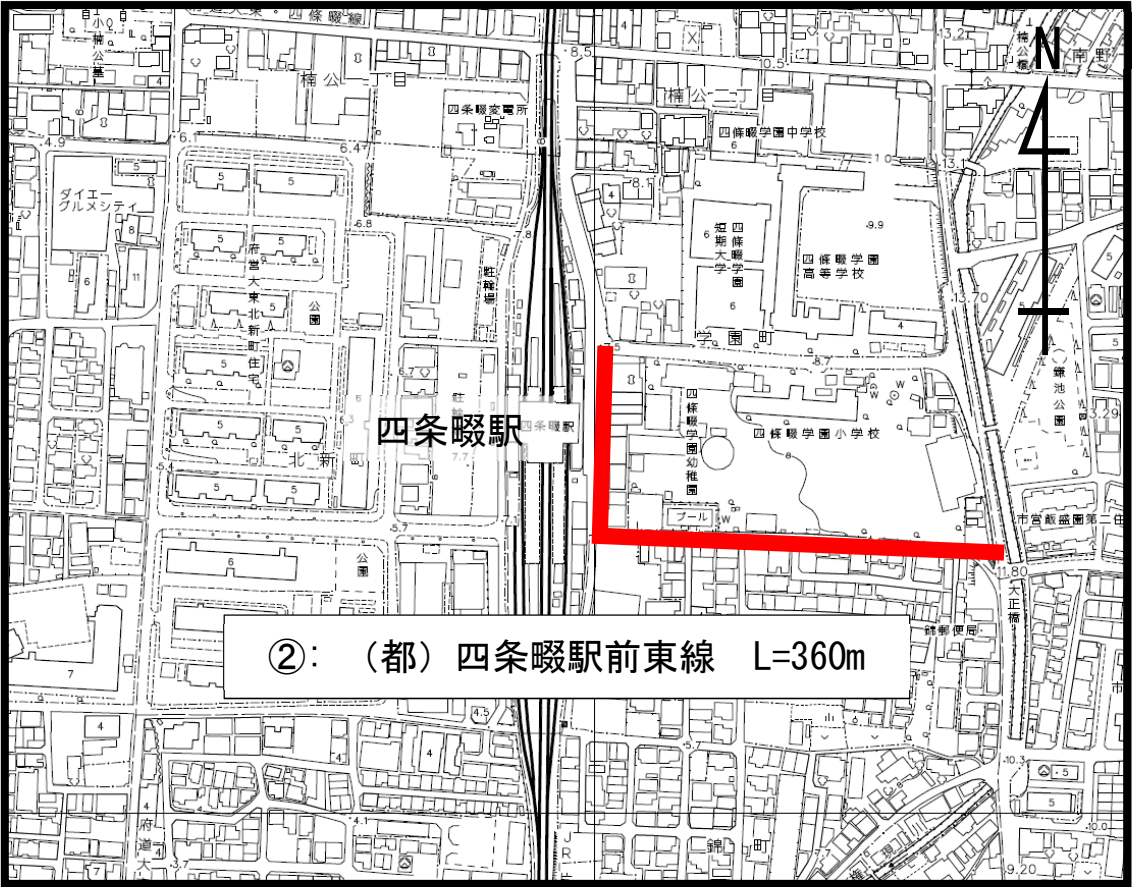
番号	路線名	区間延長	進捗状況	目標年次
①	(都) 深野北谷川線	500m	計画中	令和11年
②	(都) 四条畷駅前東線	360m	整備中	令和8年
③	谷田川左岸線	100m	計画中	令和11年

◎無電柱化完了路線（市道）



— : 無電柱化完了路線

◎無電柱化事業中路線（市道）



——：無電柱化事業中路線

4. 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

1) 無電柱化事業の実施

以下の事業手法や新技術を活用し、無電柱化を推進する。事業手法は、電線管理者や地元住民等との協議を踏まえ決定する。

① 電線共同溝方式

道路及び沿道の利用状況等を踏まえ道路の掘り返しの抑制が特に必要な区間において、電線共同溝等の整備を進める。電線共同溝の整備に際しては、収容する電線類の量や道路交通の状況、既設埋設物の状況等に応じ、メンテナンスを含めたトータルコストにも留意しつつ、低コスト手法である浅層埋設方式や小型ボックス活用埋設方式について、導入の可能性を検討する。

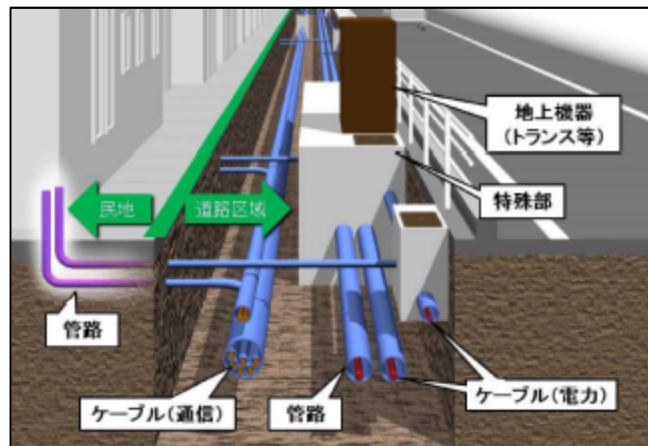
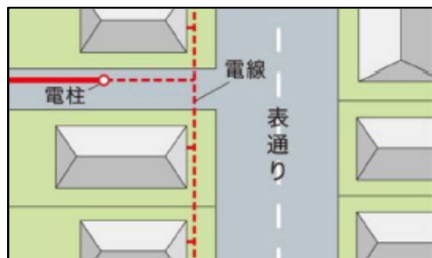


図-1 電線共同溝方式イメージ（出典：国土交通省 HP）

② 軒下配線方式・裏配線方式

沿道地権者の合意が得られる道路においては、低コストに無電柱化を実施可能な軒下配線方式や裏配線方式による整備を進める。

軒下配線



無電柱化したい道路の脇道にある電柱から、沿道の需要家の軒下等を利用し配線する手法

裏配線



無電柱化したい道路の裏通りから、沿道の需要家への引き込みを行い、主要な道路を無電柱化する手法

図-2 軒下配線方式・裏配線方式イメージ（出典：国土交通省 HP）

③ 道路事業等に合わせた無電柱化

無電柱化法第 12 条に基づき、道路事業等が実施される際に、電線管理者に無電柱化を実施するよう要請する。

上記の事業手法の他、必要な場合は自治体管路方式による整備を行うとともに、要請者が負担する要請者負担方式による無電柱化が実施される場合は、円滑に進むよう支援する。

また、電線管理者等が既設の地中管路等を有する場合には、これらの既存ストックの活用が可能か検討し、効率的に無電柱化を実現する。

さらに、民間の技術・ノウハウや資金を活用するとともに、財政負担の平準化にも資する PFI 手法の採用を進める。

2) 事業のスピードアップ

無電柱化の事業促進に向けて、発注方法の工夫、民間技術の活用、工事ロットの調整など、あらゆる角度から工期短縮の取組を行う。

3) 占用制度の運用

占用制度を適切に運用し、無電柱化を推進する。

① 占用制限制度の適切な運用

国が、防災の観点から緊急輸送道路において実施している、新設電柱の占用を制限する措置について、大東市の地域緊急交通路においても実施する。また、国において検討が進められている新設電柱に係る占用制限措置の対象の拡大や、既設電柱の占用制限措置の実施について、国の動向を踏まえ検討する。

② 占用料の減額措置

道路における無電柱化をより一層推進するため、道路の地下に設置した電線等について、占用料の減額措置を実施している。

4) 関係者間の連携の強化

① 推進体制

道路管理者、電線管理者、地方公共団体及び地元関係者等からなる大阪府無電柱化地方部会を活用し、無電柱化の対象区間の調整等無電柱化の推進に係る調整を行う。

具体の無電柱化事業実施箇所においては、低コスト手法や軒下配線・裏配線を含む事業手法の選択、地上機器の設置場所等に関して、地域の合意形成を円滑化するため、地元関係者や道路管理者、電線管理者等と協議を実施する。

② 民地の活用

道路空間に余裕が無い場合や良好な景観形成等の観点から道路上への地上機器の設置が望ましくない場合においては、地上機器の設置場所として、学校や公共施設等の公有地や公開空地等の民地の活用を、管理者の同意を得て進める。

③ 他事業との連携

無電柱化の実施に際し、地域の課題を踏まえ、交通安全事業など他の事業と連携して総合的、計画的に取り組むよう努める。

5. 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

1) 広報・啓発活動

無電柱化の重要性に関する市民の理解と関心を深め、無電柱化に市民の協力が得られるよう、無電柱化に関する広報・啓発活動を積極的に行う。

また、無電柱化の実施状況、効果等について、市報等を活用して周知し、理解を広げる。

2) 無電柱化情報の共有

国及び大阪府と連携し、無電柱化に関する情報収集に努める。